

第七号様式（平20内府令47・全改、平21内府令78・平26内府令7・平26内府令49・令元内府令2・一部改正）

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【計算期間】

第 期（自 年 月 日 至  
年 月 日）

【ファンド名】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

（所在地）

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
- (2)【ファンドの沿革】
- (3)【ファンドの仕組み】(2)

2【投資方針】

- (1)【投資方針】
- (2)【投資対象】
- (3)【運用体制】
- (4)【配分方針】
- (5)【投資制限】

3【投資リスク】(3)

4【手数料等及び税金】

- (1)【申込手数料】
- (2)【換金（解約）手数料】
- (3)【信託報酬等】
- (4)【その他の手数料等】
- (5)【課税上の取扱い】

5【運用状況】

- (1) 【投資状況】 (4)
  - (2) 【投資資産】
    - ① 【投資有価証券の主要銘柄】
    - ② 【投資不動産物件】
    - ③ 【その他投資資産の主要なもの】
  - (3) 【運用実績】
    - ① 【純資産の推移】 (5)
    - ② 【分配の推移】 (6)
    - ③ 【収益率の推移】 (7)
  - (4) 【設定及び解約の実績】 (8)
- 第2 【管理及び運営】
- 1 【申込（販売）手続等】
  - 2 【換金（解約）手続等】
  - 3 【資産管理等の概要】
    - (1) 【資産の評価】
    - (2) 【保管】
    - (3) 【信託期間】
    - (4) 【計算期間】
    - (5) 【その他】
  - 4 【受益者の権利等】
- 第3 【ファンドの経理状況】
- 1 【財務諸表】
    - (1) 【貸借対照表】
    - (2) 【損益及び剰余金計算書】
    - (3) 【注記表】
    - (4) 【附属明細表】
  - 2 【ファンドの現況】 (9)  
【純資産額計算書】                      年      月      日
    - I   資産総額
    - II   負債総額
    - III   純資産総額（I－II）
    - IV   発行済数量
    - V   1単位あたり純資産額（III／IV）
- 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】
- 第二部 【委託会社等の情報】
- 第1 【委託会社等の概況】

- 1 【委託会社等の概況】 (10)
  - 2 【事業の内容及び営業の概況】
  - 3 【委託会社等の経理状況】
    - (1) 【貸借対照表】
    - (2) 【損益計算書】
    - (3) 【株主資本等変動計算書】
  - 4 【利害関係人との取引制限】
  - 5 【その他】 (11)
- 第2 【その他の関係法人の概況】
- 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】
  - 2 【関係業務の概要】
  - 3 【資本関係】
- 第3 【参考情報】 (12)
- (記載上の注意)
- (1) 一般的事項
    - a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。  
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
    - b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
    - c 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
    - d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
    - e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
    - f 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部 委託会社等の情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

h 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下 hにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて委託会社等（発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第1項に規定する信託会社等をいう。(10)及び(11)aにおいて同じ。)の概況として記載する資本金又は大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号様式「記載上の注意」(4)cに準じて記載すること。

(3) 投資リスク

a ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、a及びbに掲げる事項に加えて、有価証券報告書提出日の直直日前5年以内における各月末について、第四号様式「記載上の注意」(20)cに規定する分配金再投資基準価額及び年間リターン率を、同様式「記載上の注意」(20)c及びdに準じて記載すること。

(4) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。

(5) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とするファンド（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式において同じ。））にあっては、6計算期間の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。

(6) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」③に準じて記載すること。

(7) 収益率の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」④に準じて記載すること。

(8) 設定及び解約の実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」⑤に準じて記載すること。

(9) ファンドの現況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」⑥に準じて記載すること。

(10) 委託会社等の概況

委託会社等の概況における委託会社等の資本金の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

(11) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内）において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b a以外については、第四号様式の「記載上の注意」⑦に準じて記載すること。

(12) 参考情報

a 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

b 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、aに掲げる事項に加えて、第四号様式の「第三部 委託会社等の情報」の「第3 その他」に準じて記載すること。

(13) 募集事項等記載書面を提出する場合の読替え

有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、(5)から(8)まで中「直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）」とあるのは「直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）」と読み替えて記載すること。